

## よくあるお問い合わせ【難病医療費助成指定医関係】

**Q1 専門医の資格とは何か。どのような専門医でもよいのか。今後始まる専門医制度の専門医か。**

A1 現在ある学会のうち厚生労働省が指定する学会の専門医資格を有している医師となります。

**Q2 認定内科医等の認定医は、専門医に含まれるのか。**

A2 厚生労働省が指定する学会の専門医に限られますので、認定内科医等の指定されていない資格は専門医に含まれません。

**Q3 指定医は疾患ごとに指定するのか。**

A3 疾患ごとの指定ではありませんので、申請し指定されれば、複数の疾患の診断書（臨床調査個人票）を作成いただけます。

**Q4 指定医でなければ、新たな医療費助成制度の診断書（臨床調査個人票）を作成できないのか。**

A4 新たな医療費助成制度では指定医が作成した診断書（臨床調査個人票）が必要となります。

**Q5 指定医になったら全ての指定難病の診断（診療、診断書作成）をしなければならないのか。**

A5 指定医は、全ての指定難病について診断が可能ですが、実際にはそれぞれの医師の専門分野の範囲で診断いただくことが基本となります。

**Q6 もし領域ごとの診断となったら、その領域内にある疾患を全て診療しなければならないのか。**

A6 診療しなければならないものではないため、通常の診療と同じように、専門の領域の範囲内で診療をお願いいたします。

**Q7 申請書提出後の手続きの流れはどのようになるのか。**

A7 県から指定の通知が届き、県のホームページに公表されます。5年度ごとに申請をしていただくこととなります。

**Q8 5年度ごとに申請をしなければ、指定医の資格を失効するのか。**

A8 5年度ごとに申請をしなければ、指定医ではなくなります。

**Q9 複数の医療機関で診断書を作成する場合の申請方法は。**

A9 医療機関単位の指定ではないので、一度申請し指定を受ければどちらの医療機関でも診断書を作成可能となります。

**Q10 勤務医療機関が指定医療機関になっていないが、指定医の申請は可能か。**

A10 勤務医療機関が指定医療機関でなくとも指定医の申請は可能ですが、新たな難病の医療費助成の公費請求を行うことができません。

**Q11 主に勤務する医療機関に変更があった場合は、どのような手続きが必要か。**

A11 変更届出書を提出いただくことになります。

ただし、主に勤務する医療機関が他県の医療機関となる場合には、医療機関の所在地の都道府県に再度申請をし、当該都道府県から指定を受けていただく必要があります。また、県に変更の届出(辞退届)を行う必要があります。

**Q12 都道府県の指定医研修はいつ、どこで行うのか。またその内容はどのようなものか。**

A12 現在研修会の開催等については未定となっております。詳細が決まりましたら県のホームページに掲載しご案内します。

**Q13 岩手県以外で指定医を受けている場合は岩手県からも指定が必要か。**

A13 主に勤務する医療機関の所在地の都道府県に申請することとなりますので、勤務地の都道府県で指定を受けていれば、他県でも診断書は有効となります。そのため、複数の都道府県から指定を受ける必要はありません。

**Q14 居住地がA県で、勤務地がB県の場合は、申請はどちらにするのか。**

A14 勤務地のB県知事に申請となります。

**Q15 専門医の資格を有しない指定医が、指定後に専門医の資格を取得した場合は、専門医の資格により再申請することは可能か。**

A15 指定医指定申請書兼経歴書(様式第 1 号)により、専門医資格を証明する書面を添付のうえ、知事に申請していただくことになります。